

# 幼児教育における音楽教育のあり方 —領域「表現」の変遷を中心に—

坂田万代・増田吹子

The Way of Music Education in Early Childhood Education :  
Focusing on the Transition of the Area of "Expression"

SAKATA Mayo, MASUDA Fukiko

We had an overview of how the basics of kindergarten education have been considered in the Kindergarten Education Guidelines and how the area "Expression" has changed after 1989 when 6 areas were changed to 5 areas. And we considered the ideal way of music education in kindergarten education. The basic idea of kindergarten education shown in the Kindergarten Education Guidelines is strongly reflected in the area "Expression". Teachers need to develop the sensibilities of each child in early childhood education through the environment, and it is important for teachers themselves to have rich sensibilities in order to develop the sensibilities of young children.

Key words: Kindergarten Education Guidelines, music education, the area "Expression"

キーワード：幼稚園教育要領、音楽教育、領域「表現」

## 1. はじめに

昔も今も、時代や国が変わっても幼児教育において音楽はなくてはならないものである。音楽は子どもたちの生活とともにあり、心を豊かにすることもあれば元気づけてくれることもある。ただ音楽というものを言葉で語るのは容易ではないし、音楽教育という言葉となればなおさらである。今日の幼児教育における音楽教育のあり方についてどのように捉えるべきなのか、幼児教育に携わる者は幼稚園教育要領や保育所保育指針を頼りに園や自身の保育方針につ

いて日々研究している。幼稚園教育の基準となる幼稚園教育要領は平成元年に大きく改訂され、6領域が5領域となった。6領域の一つであった「音楽リズム」は姿を消し、音楽に関する内容は5領域の中の「表現」に示されている。保育要領の制定から現行の幼稚園教育要領までの変遷について概観し、6領域が5領域に変更された平成元年以降の領域「表現」の変遷についてまとめ内容を明らかにしていきたい。また、保育者養成校での授業での取り組みを例に挙げ

ながら幼児教育における音楽教育のあり方について考察していく。

## 2. 幼稚園教育要領の変遷

ここでは、領域「表現」の変遷の背景にある保育要領から現行の幼稚園教育要領までの全体的な変遷について、改訂のねらい、幼稚園教育の基本、保育内容の変更を中心に概観する。

### (1) 1948 (昭和 23) 年保育要領の刊行<sup>1)</sup>

1946 (昭和 21) 年に教育基本法、1947 (昭和 22) 年に学校教育法が制定され、戦後の新しい日本の教育体制が始まった。学校教育法第一条において、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」とされたように幼稚園は学校の一つに位置付けられた。また、同法 77 条では「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と目的が定められ、同第 78 条に幼稚園の目標が 5 つ掲げられた。これを受け、1948 (昭和 23) 年には「保育要領—幼児教育の手引き—」が刊行された。保育要領では幼稚園以外の幼児のための施設、一般家庭で母親が幼児を育てる場合についても言及されており、幼稚園での保育だけでなく幼児に関わるあらゆる人達に向けて書かれているのが特徴である。「一 まえがき」「二 幼児期の発達特質」等の 7 つの章と「参考図」からなり、その構成は現行の平成 29 年度版幼稚園教育要領とは大きく異なる。

保育要領のまえがきには「人と協同して住みよい社会をつくらうとする意欲をもち、自主的な考えや行いをする事ができるようになるには」とあり、現行の幼稚園教育要領等に新しく加えられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の「協同性」が、当時から意識されていたことがわかる。また、「教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け、その成長発達に適した環境をつくることに努めなければならない」とあり、これは学校教育法第 77 条 (当時) の「適

当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」を実現するためのものであり、現在の幼児教育の考え方の基本にある「環境を通した教育」に通じるものである。

「六 幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」には、現行の幼稚園教育要領の保育内容にあたるものが、「見学」「リズム」「休息」「自由遊び」「音楽」「お話」「絵画」「製作」「自然観察」「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」「健康保育」「年中行事」の 12 の項目で記されている。章のサブタイトルに「楽しい幼児の経験」とあることから、幼児期には経験を通して学ぶこと、そしてその経験は幼児にとって楽しいものであるべきだと考えられていたことがわかる。これは、現在の幼児教育でも同じように考えられていると言っているであろう。一方で、「音楽」において鑑賞レコードが、「自然観察」において月毎の自然遊びが示されているように、実際に幼児が経験する具体的な活動を記している。また、現行の幼稚園教育要領では保育内容は「ねらい」「内容」「内容の取扱い」の 3 点で示されており「ねらい」と「内容」は幼児が主語になるような文体で書かれているが、保育要領ではこの区別はない。また、先述のようにまえがきに「教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け」とあるため、保育者が主体ではなくあくまで幼児が主体であるという意識はあったものと考えられるが、保育者を主語として書かれている。

### (2) 1956 (昭和 31) 年、1964 (昭和 39) 年の改訂<sup>2)</sup>

1956 (昭和 31) 年に保育要領が改訂され「幼稚園教育要領」として示された。保育内容は「第二章 幼稚園教育の内容」に「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画制作」の 6 領域で示された。これについては、「内容を一応組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜からしたものである」と記されているように、保育要領にはなかった指導計画の作成が重視されていることが窺える。このことについては、まえがきの改訂の要点にも「2. 幼稚園教育の目的を具体化し、指導計画の作成に役だつ

ようにした。」と記されている。また、この6領域は「発達上の特質」「望ましい経験」に分けて整理されており、「望ましい経験」は子どもを主語として記されていること、保育要領にはあった活動例が示されていないことが保育要領と異なる点である。しかし、「幼児の発達上の特質を考え、目標に照して、適切な経験を選ぶ必要がある」とあり、現行の幼稚園教育要領等に比べると保育者が主導する傾向は残っている。また、この改定で6領域が示されたことにより教師主導の領域別指導が行われるようになったことが指摘されている<sup>3)</sup>。

1964(昭和39)年の第1次改訂では、幼稚園教育要領は告示となり法的拘束力をもつものとなった。保育内容は昭和31年度版と同様に6領域で示され、「各領域に示す事項は、幼稚園の目標を達成するために、原則として幼稚園終了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したものである」とされた。小学校の教科とは性格が異なることであるということも明記されているが、引き続き領域別指導を行う園も少なくなかったことが指摘されている<sup>4)</sup>。

(3) 1989(平成元)年の第2次改訂から2017(平成29)年の第5次改訂まで<sup>5)</sup>

1964(昭和39)年以降、長く改訂が行われていなかったが、1989(平成元)年に第2次改訂が行われた。これは「社会の変化とそれに伴う幼児の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、来るべき21世紀に向かって、社会の変化に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを目指して行った」とされており<sup>6)</sup>、急激な社会の変化への対応が意識されている。また、第1章総則に幼稚園教育は環境を通して行うものであること、幼児の主体的な活動を促すこと、自発的な活動としての遊びを通しての指導を中心とすることなど、幼児教育は教師主導の活動が中心ではないということが強調された。無藤は、この改訂の際に「倉橋の精神に戻れ」と子ども中心主義が強く押し出された」と述べている<sup>7)</sup>。保育内容はそれまでの6領域では小学校教育の教科とまぎらわ

しい等の批判に対応し、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に変更された<sup>8)</sup>。それぞれの領域で、幼稚園終了までに育つことが期待される心情、意欲、態度が「ねらい」として、ねらいを達成するために指導する事項が「内容」として示された。しかし、この変更により「ねらい」と「内容」の関係を明確化することや教師の指導性について混乱が生じたことも指摘されている<sup>9)</sup>。

1998(平成10)年第3次改訂は「完全学校週5日制の下、ゆとりある教育活動を展開し、幼児に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力など生きる力の基礎を育成すること」をねらいとして行われた<sup>10)</sup>。保育内容について、内容は「幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合に指導される」というように環境を通じた教育がより強調された。

2006(平成18)年の教育基本法、2007(平成19)年の学校教育法の改正に伴い、2008(平成20)年に幼稚園教育要領第4次改訂が行われた。この改訂は「生きる力の基礎を育成すること、豊かな心と健やかな身体を育成すること」を基本的なねらいとしている<sup>11)</sup>。第1章総則に示された幼稚園教育の基本に変更はなく、保育内容についても各領域で若干の文言の変更や項目の追加はあるが大きな変更はない。

2017(平成29)年第5次改訂が行われ、これが現行の幼稚園教育要領となった。環境を通じた教育等の幼稚園教育の基本については従来のものと変更がない。一方でこの改訂では、新しく「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、これは小学校教育との連携を図るものとされている<sup>12)</sup>。「幼稚園教育において育みたい資質・能力」も「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も各領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して育まれるものである。各領域のねらい及び内容の考え方は従来と変わっていないが、第2章第1節において、ねらいは「幼稚園教育において育みたい資質・能力」を幼児の生活する姿から捉えたものであること、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及

び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であることについての説明が加えられている。幼稚園教育要領解説では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達目標でないこと、個別に取り出されて指導されるものではないことなどが留意点として挙げられている<sup>13)</sup>。

### 3. 幼稚園教育要領領域「表現」の変遷と比較

2では幼稚園教育要領の変遷について述べたが次に平成元年第2次改訂～平成29年第5次改訂までの領域「表現」の内容について比較し

考察する。表1～4については変更された部分を下線で示した。

#### (1) 平成元年第2次改訂<sup>14)</sup>

「幼稚園教育要領」は平成元年3月に大きく改訂され、6領域(「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」)は5領域(「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」)となった。この改訂によって「音楽リズム」「絵画制作」は姿を消し、新たに領域「表現」として示されることとなった。

(表1参照)

(表1)

平成元年幼稚園教育要領 領域「表現」	
表現	この領域は、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである。
1ねらい	(1)いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
	(2)感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。
	(3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
2内容	(1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり楽しんだりする。
	(2)生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
	(3)様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
	(4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり自由にかいたりつくったりする。
	(5)いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
	(6)音楽に親しみ、歌を歌ったり簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
	(7)かいたりつくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり飾ったりする。
	(8)自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じて遊ぶ楽しさを味わう。
3留意事項	(1)豊かな感性は、日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し様々な表現することなどを通して養われるようにすること。
	(2)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ表現する意欲を十分に発揮させることができるような材料や用具などを適切に整えること。
	(3)幼児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切にし、生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。

(2) 平成 10 年第 3 次改訂<sup>15)</sup>

大きな改訂はなかったが、環境を通した教育を強調しつつ、より前回の改訂を踏まえた上で発展させた内容となっている。領域「表現」について「表現する意欲を養い」と書かれた部分が「自分なりに表現することを通して」という表現に変えられている。つまり前回の改訂よりも子どもの表現に対してより一層主体性を重視しようとしている。また、「表現する意欲」から「表現する力」に変更されているが、幼児が積極的に行おうとする態度だけでなく実際に幼児の感性が表出することを重視していると考えられる。平成元年の内容の(8)「表現し、演じて遊ぶ」の部分は「表現したり、演じて遊んだり」に変更されている。「～たり」と変更すること

で活動の幅を広げていることが分かる。また、留意事項は内容の重要性を踏まえ、内容の取り扱いに変わり、(2)では教師が表現や意欲を受容したり受け止めることについて示されている。留意事項(3)「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。」は削除されているが、新たに示された内容の取り扱い(1)(2)(3)において自然などの身近な環境との関わりや幼児の感性や成長・発達に応じた保育を行うことが示されていることから削除部分がなくともこのような指導がなされるべきではないということは十分理解することができる。

(表 2 参照)

(表 2)

平成 10 年幼稚園教育要領 領域「表現」	
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
1 ねらい	(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
	(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
	(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
2 内容	(1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、楽しんだりする。
	(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
	(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
	(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。
	(5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
	(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
	(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりする。
	(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。
3 内容の 取り扱い	(1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。
	(2) <u>幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。</u>
	(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるような玩具や用具などを整え、自己表現を楽しめるように工夫すること。



(3) 平成20年第4次改訂<sup>16)</sup>

第3次改訂と比較すると大きな改訂はないが、内容(1)では「気付いたり」のあとに「感じたりするなどして」という言葉が付け加えられている。平成11年幼稚園教育要領解説では「感性は、このようにあるものに敏感に反応したり、その中にある面白さや不思議さなどに気付いたりする感覚ととらえられている（下線は筆者による）」と示されている<sup>17)</sup>が、平成20年幼稚園教育要領解説では「幼児は生活の中で様々なものから刺激を受け、敏感に反応し、諸感覚を働かせてそのものを素朴に受け止め、気付いて楽しんだり、その中にある面白さや不思議さなどを感じて楽しんだりする。そして、このよう

な体験を繰り返す中で、気付いたり感じたりする感覚が磨かれ、豊かな感性が養われていく。（下線は筆者による）」と示されており<sup>18)</sup>豊かな感性には気付くと同時に感じるという感覚も重要視されていることが分かる。内容の取り扱い(3)では、「他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にしている」部分が追加されている。解説には「幼児同士の表現が影響し合い、幼児の表現は一層豊かなものとなっていく」と記されており、幼児がお互いに刺激を与えあいながら育つことが意図されている。そのために保育者は他の幼児の表現に触れられる環境を工夫する必要がある。（表3参照）

(表3)

平成20年幼稚園教育要領 領域「表現」	
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
1ねらい	(1)いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2)感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
2内容	(1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに <u>気付いたり、感じたりするなどして楽しむ</u> 。 (2)生活の中で美しいものや心を動かす出来事 <span style="text-decoration: underline;">に触れ</span> 、イメージを豊かにする。 (3)様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 (5)いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 (6)音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 (7)かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 (8)自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。
3内容の取り扱い	(1)豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。 (2)幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 (3)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、 <u>他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に</u> して自己表現を楽しめるように工夫すること。

(4) 平成 29 年第 5 次改訂<sup>19)</sup>

この改訂が現行の幼稚園教育要領であり、新たに「幼稚園教育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。表現についての記述は、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」の「1 (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする『思考力、判断力、表現力等の基礎』」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の「3 (10) 豊かな感性と表現 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気が付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりしたりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。」の二

つである。どちらも領域「表現」のねらいと内容を踏まえた上で示されていることがわかる。

そして、新たに追加されたのは、内容の取り扱い (1) 「その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること」である。子どもを取り巻く環境は様々でありどれも大切であるが、幼児一人ひとりの感動を引き出せる自然環境を重視していることが分かる。次に、内容の取り扱い (3) では「様々な素材や表現の仕方に親しんだり」の部分が付け加えられているが、幼稚園教育要領解説から教師が様々な素材を準備し環境を整えることで幼児は新たな刺激を受けより表現が広がることをねらいとしていることが分かる<sup>20)</sup>。

(表 4 参照)

(表 4)

平成 29 年幼稚園教育要領 領域「表現」	
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
1 ねらい	(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
	(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
	(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
2 内容	(1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
	(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
	(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
	(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
	(5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
	(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
	(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
	(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。
3 内容の 取り扱い	(1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。 <u>その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。</u>
	(2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
	(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、 <u>様々な素材や表現の仕方に親しんだり</u> 、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

#### 4. 領域「表現」の変遷と音楽教育

幼児教育において「音楽」が重要視されていることに間違いはないが、そもそも「音楽」とは一体何だろうか。まず一般的に考えられる「音楽」とは音による芸術である<sup>21)</sup>。平成元年の幼稚園教育要領にて、それまで科目的とも捉えられていた領域「音楽リズム」がなくなり、留意事項(3)にて「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。」と示されている<sup>22)</sup>ことを考えると幼児に芸術として完成された音楽を求めるものではないだろう。大人にとっての「音楽」とは違い、幼児にとって重要なことはむしろ「音楽」というものを一生通して楽しむための感性の土台を育むことである。平成元年以降の幼稚園教育要領においても環境を通して豊かな感性を養うことの重要性については一貫して述べられている。同時に、幼児の音楽教育が音楽を教えこむことをねらいとしていないことも明らかである。幼児教育の先駆者である倉橋は、唱歌を正しく歌うことも大切ではあるが自由自然なる感激を犠牲にしてはならない、また自由自然なる感激が発露されることでそれは立派な音楽であること、加えて音階練習などは空虚な活動であることを述べている<sup>23)</sup>。つまり、幼児にとって「音楽」は音程やリズムなどが整えられることよりも自発的に自己の感性に従って表現することがなにより重要なのである。

次に考えたいのが「幼児の素朴な表現」についてである。平成元年の幼稚園教育要領にて「幼児の素朴な表現」という内容が初めて示され<sup>24)</sup>、その後も改訂を重ね内容を充実させたことから、幼児の素朴な表現とそれに対する教師の受容に対していかに重きを置かれているかがわかる。平成30年教育要領解説における領域「表現」の内容の取り扱い(2)では、幼児の表現は大人が考えるような形式を整えた表現にはならない場合や表現される内容が明快でない場合も多いがそれを教師が幼児らしい表現だと受け止めることが大切であると述べられている<sup>25)</sup>。

そのことを音楽に置き換えて考えた場合、曲としての形が成されておらず1部分のフレーズなど歌ったり身近な物で演奏することや、曲ではなく「音」自体を思いのままに声に出したり鳴らしたりするような表現も「素朴な表現」といえるだろう。そして、そのようなささいな幼児の表現を保育者が自身の感性を生かして気付き受容することが求められている。つまり、幼児の素朴な表現の受容に関しては保育者自身の持つ感性に委ねられる部分も大きいのではないだろうか。

#### 5. 保育者に求められる感性と授業実践の紹介

4の考察で幼児の感性を育み、幼児の素朴な表現を受容するには保育者の感性もまた重要であることを述べたが、保育者を養成する立場として保育者の感性の育成をねらいとした授業を計画・実施し、その取り組みを紹介する。保育者養成校での音楽の授業では一般的に保育者としての演奏技術の習得が目的となるが、これまでの考察から保育者の技術だけでなく感性を養うという観点も重要と考えられる。そこで、幼児音楽Ⅲの授業(幼児教育学科2年生:40名)にて感性の育成を目指す実践を試みた。授業の目的は身近にある「音」について気付いたり感じたりすること、またそのことを自分なりに考えたり表現することにより「音」に対する感性を豊かにすることである。

今回の実践では保育現場においての環境を考えた際、表現するというを科目で分断せず総合的な視点で考えてもらうため、造形表現の授業と連携して科目横断的な授業を行った。まず造形表現の授業で学生たちは虫をテーマにしたストーリーを考え、それをもとに紙芝居を製作する。さらに、出来上がった紙芝居のワンシーンに自身で考えた音を表現するという授業内容とした。以下授業での実践方法である。学生はプリントの内容に従い「音」について考え、さらに自分のイメージに近い「音」を身の回りの物を用いて表現する。



〈幼児音楽Ⅲでの授業実践例〉

【Work1】

手作り楽器を製作する前に日常生活の「音」をよく聴く。また、その音を自分なりのことばで表現する。

①身近な物を使って色々な音を鳴らす。(ペットボトル、ストロー、紙、セロファン、木・枝・葉など)

②鳴らした音にあうことばを自由にイメージして書く。

例) 素材 (ペットボトル)

どのように鳴らすか (中心を握ってつぶす)

ことば (ごっくんごっくん)

【Work2】

造形の授業で製作した紙芝居での「音」をイメージし表現する。※想像の中での音のため実際に鳴らなくても良い。(例: ホタルが光るときの音、ちょうちょが羽化する瞬間の音など) また、イメージした音を表現するための具体的な方法

〈学生の作品例〉



(写真1) 両手で持ち、口の部分を開け閉めすると、セロファンの束が押されて「クシャクシャ」「ムシャムシャ」と幼虫が葉っぱを食べる音が鳴る。

(写真2) お尻についている輪ゴムを引っ張ると「プーン」と飛ぶ音が出る。背中側を持って前後に振ると「パタパタ」と羽ばたく音が出る。

(写真3) ゆっくり傾けながら鳴らすとだんごむしが泣いている音が聴こえる。

(写真4) ナナフシを持ち上から下に押しとナナフシの足音がする。

を考える。

①紙芝居を読んでイメージした音をことばで表現する。

例) あおむしが葉っぱを食べる場面 (もぐもぐ、くちゃくちゃ、ごっくん)

②家の中や身のまわりにあるもので紙芝居の音のイメージにあうものをさがす。また、どのような楽器を作るか考える。

例) 素材 (セロファン)

どのように鳴らすか (セロファンを丸めたり開いたりする。)

ことば (くちゃくちゃ)

【Work3】

製作の計画を立て、製作する。また、以下の内容をプリントにまとめる。

①【紙芝居のあらすじ・内容】

②【手作り楽器について】

- ・音が出るシーン
- ・楽器のイメージ図
- ・準備するもの

③【作り方・工夫等】イラストも添えて書く。

〈授業を終えての学生の感想 ※原文のまま〉

・作ってみたら自分が思っていたものとは違うものになりました。高い音といっても様々な音があるということを知りました。また、身近にあるものを使い、どのように表現するのかを考え、作ることがとても楽しかったです。

・「音」そのものに着目したり様々な表現をすることで、就学後も音に対してとても興味を示したり、敏感になったりすると思います。そして、保育者から言われなくても自分から音楽に興味・関心がでてくると思います。

・子どもにとって音はおもしろい、楽しい、不思議なことだと思います。なぜここから音がでるの？なんで同じものなのに音が違うの？など子どもが音に興味をもつことで音楽や音の楽しさに気付けると思います。また、季節の中でも音の変化（落ち葉やせみなど）があって、音を通して季節を感じたりすることができると思います。

・今までは、音楽を「音」と捉えていましたが、授業を通して、虫の歩く音や、周りから自然と聴こえてくる音も全て「音」だと感じるようになりました。鳥の鳴き声など前よりも耳に入ってくるようになったと思います。

・音は流れてくるものだと感じています。何か別の事をしていても自然と聴こえてきて、それによって楽しい気持ち、不快な気持ちなど感情も左右されると思います。何気なく聴いていた音にも保育を発展できると考えられるようになりました。

・音は同じ音を聴いても人によって聴こえ方が違うのだと知り一人ひとりの音の受け止め方を大切にしたいと思いました。

・日常生活の中でこの音を身近なもので表すとどんなものが使えるか、この音を使って体を動かしたら楽しいんじゃないかなど、音を保育につなげて考えるようになりました。

・音について考える中で、人それぞれ好きな音や嫌いな音があったりと感じ方が違うということを知り、今までの見方とは少し変わったと思いました。

(写真・感想については学生の許可を得て掲載している。)

## 6. まとめ

本研究では、幼稚園教育要領の変遷について領域「表現」を中心に考察した。その結果、幼稚園教育要領で示された幼児教育の方針は領域「表現」にも強く反映されており改訂を重ねることによってより明確に示されていることが分かった。さらに、幼稚園教育要領が示す内容と音楽教育のあり方を考察することで、音楽教育

において環境を通して一人ひとりの感性を育むことが大切であり、幼児の豊かな感性を育むためには保育者自身の感性も同時に重要であることが分かった。そのことから、保育者養成校における音楽教育では、音楽技術の育成のみでなく、感性の育成も目指し授業の内容を考えていくことが重要である。また、平成 20 年幼稚園教育要領解説では「幼児は生活の中で様々なものから刺激を受け、敏感に反応し、諸感覚を働かせてそのものを素朴に受け止め、気付いて楽しんだり、その中にある面白さや不思議さなどを感じて楽しんだりする。そして、このような体験を繰り返す中で、気付いたり感じたりする感覚が磨かれ、豊かな感性が養われていく。」と示されている<sup>26)</sup>が、幼児が豊かな感性を養うために必要な楽しむという経験の重要性を学生が理解するためには、学生自身もまた音楽を楽しむという経験が大切である。

最後に、学生の感想では感性に関することや「音」に対する気づきだけでなく、感性は人によって違うこと、そしてその違いを受容することの大切さや就学後のつながりについてなど教員の意図していなかったことについても述べられていた。ほぼ大人である学生も環境を通して主体的に活動することで教師側が意図していたねらい以外にも学びや気付きがあり成長するというのを教えられたように思う。また、第5次改訂にて内容の取り扱い(1)「その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること」と示されている<sup>27)</sup>が、学生がこの箇所を読んで理解することと授業実践において経験を通して実感し得られる学びの差は非常に大きいということを学生の感想から感じられた。しかしながら、授業実践を通して豊かな感性を育成できたかどうかということをごここで明らかにすることは難しい。本稿では保育者の感性育成のための授業実践を紹介することに留まったが、感性の育成に関しては今後の課題としてさらに実践を重ね、さらなる考察をしていきたい。

## 註

- 1) 保育要領 (昭和 23 年)
- 2) 幼稚園教育要領 (昭和 31 年・昭和 39 年)
- 3) 鈴木由美子編『幼児教育学総論』玉川大学出版部、p. 54、1999 年  
天野佐知子「幼稚園教育要領の変遷に関する一考察—小学校家庭科を見据えた保育内容『自然』及び『環境』—」金沢星稜大学人間科学研究第 12 巻第 2 号、p. 9-14、2019 年
- 4) 鈴木由美子編『幼児教育学総論』玉川大学出版部、p. 54、1999 年
- 5) 幼稚園教育要領 (平成元年・平成 10 年・平成 20 年・平成 29 年)
- 6) 文部省『幼稚園教育指導書』フレーベル館、「まえがき」、1989 年
- 7) 無藤隆『幼児教育の原則 保育内容を徹底的に考える』ミネルヴァ書房、p. 19、2009 年
- 8) 民秋言編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林、p. 12、2017 年
- 9) 森元眞紀子・川上道子「保育内容に関する研究 (I) — 平成元年版幼稚園教育要領改訂に焦点を当てて—」中国学園紀要 7、p. 109-119、2008 年
- 10) 文部省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、「まえがき」、1999 年
- 11) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、「まえがき」、2008 年
- 12) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、「まえがき」、2018 年
- 13) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、p. 52、2018 年
- 14) 幼稚園教育要領 (平成元年)
- 15) 幼稚園教育要領 (平成元年)
- 16) 幼稚園教育要領 (平成 10 年)
- 17) 文部省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、平成 11 年
- 18) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、平成 20 年
- 19) 幼稚園教育要領 (平成 29 年)
- 20) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』、フレーベル館、平成 30 年
- 21) 新村出『広辞苑 第三版』岩波書店、p. 370、1989 年
- 22) 前掲書 14
- 23) 倉橋惣三「保育入門 (九)」『婦人と子ども』フレーベル會、P. 466-469、1914 年
- 24) 前掲書 14
- 25) 前掲書 20
- 26) 前掲書 18
- 27) 前掲書 19

## 参考文献

- 吉田升「幼稚園教育要領の領域『表現』における変遷—平成元年第二次改訂から平成 29 年第五次改訂まで—」2019 年、岡山学院大学・岡山短期大学紀要 42、p. 15-19、2019 年
- 稲生涼子「幼稚園教育要領における領域『音楽リズム』の内容の変化」音楽研究：国立音楽大学大学院研究年報 33、p. 205-216、2021 年
- 石川眞佐江「幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史的変遷：領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への転換を中心に」静岡大学教育学部研究報、p. 44 97-109、2013 年
- 曾田裕司「倉橋惣三の音楽表現観—自発性の概念を中心に—」尚綱大学研究紀要 49、p. 56-69、2017 年
- 荒木紫乃編著『音・音楽の表現力を探る 保育園・幼稚園から小学校へ』文化書房博文社、2003 年
- 榎沢良彦編著『保育内容・表現』同文書院、2014 年
- 音楽教育研究協会『幼児教育・保育士養成のための幼児の音楽教育—音楽的表現の指導—』2006 年
- 吉富功修・三村真弓編著『幼児の音楽教育法 美しい歌声を目指して』ふくろう出版、2009 年